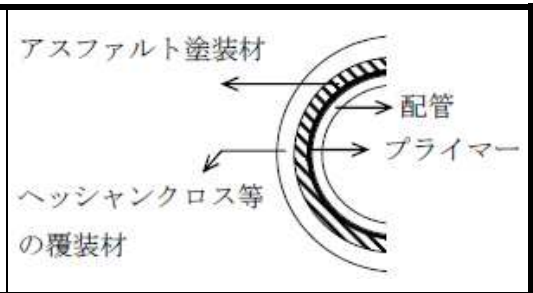


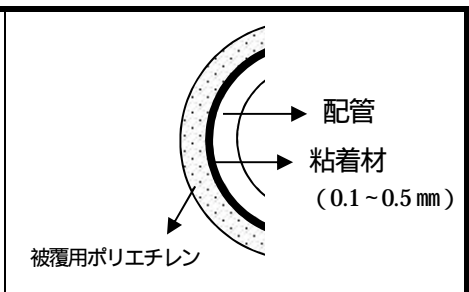
別記15 地下埋設配管の塗覆装及びコーティング

1 塗覆装等による外面保護措置の例は下記による。

(1) アスファルト塗覆装 (告示第3条.....JIS G3491)

<p>配管の表面処理後、アスファルトプライマー(70～110 g/m²)を均一に塗装し、更に石油系ブローンアスファルト又はアスファルトエナメルを加熱溶融して塗装した上から、アスファルトを含浸した覆装材(ヘッシュャンクロス、ビニロンクロス、ガラスマット、ガラスクロス)を巻付ける。塗覆装の最小厚さ1回塗1回巻で3.0mm</p>	
--	--

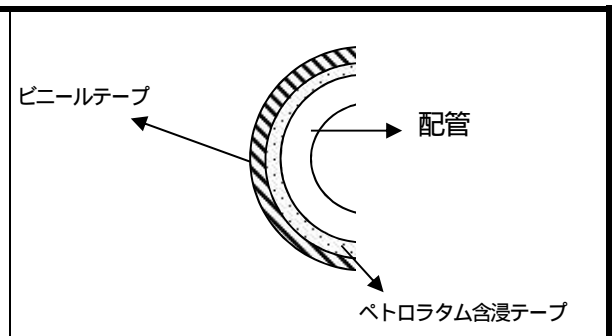
(2) ポリエチレン被覆鋼管 (告示第3条の2.....JIS G3469)

<p>口径15A～90Aの配管にポリエチレンを1.5mm厚さで被覆したもの。 粘着材はゴム、アスファルト系及び樹脂を主成分としたもの。 被覆用ポリエチレンはエチレンを主体とした重合体で微量の滑剤、酸化防止剤を加えたもの。</p>	
--	---

2 告示第3条第1号及び第2号後段、第22条第1項第1号及び第2号後段に規定するこれと同等以上の防食効果を有するものは、次によること。

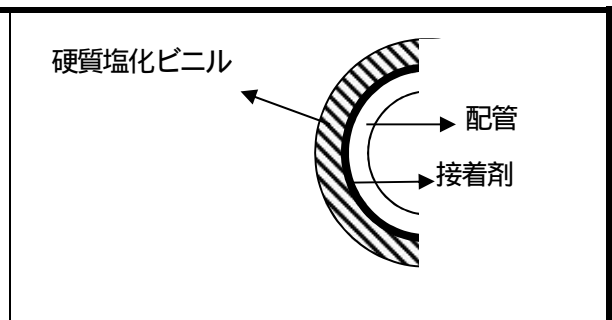
(1) ペトロラタム含浸テープ被覆

(昭和54年3月12日 消防危第27号質疑「地下配管の塗覆装」)

<p>ペトロラタム含浸テープ被覆は、配管にペトロラタムを含浸したテープを厚さ2.2mm以上となるように密着して巻きつけ、その上に接着性ビニールテープで0.4mm以上巻きつけ保護したもの。</p>	
---	--

(2) 硬質塩化ビニルライニング鋼管

(昭和53年5月25日 消防危第69号質疑「地下埋設配管の防食措置」)

<p>硬質塩化ビニルライニング鋼管は、配管にポリエステル系接着剤を塗布し、その上に厚さ1.6mm以上の硬質塩化ビニルを被覆したもの。</p>	
--	--

(3) ポリエチレン熱収縮チューブ

(昭和55年4月10日 消防危第49号質疑「ポリエチレン熱収縮チューブによる配管の塗覆装」)

<p>ポリエチレン熱収縮チューブは、架橋ポリエチレンを外層材とし、その内側にゴム・アスファルト系の粘着材を塗布したチューブを配管に被覆した後、バーナー等の加熱器具で加熱し、2.5mm以上の厚さで均一に収縮密着したもの。</p>	<p>粘着材(ゴム・アスファルト系)</p> <p>架橋ポリエチレン</p> <p>配管</p>
---	--

(4) ナイロン12樹脂被覆鋼管

(昭和58年11月14日 消防危第115号質疑「危険物施設における地下配管の防食措置について」)

<p>ナイロン12樹脂被覆鋼管は、配管にプライマーを塗布し、さらにナイロン12を0.6mmの厚さで粉体塗装したもの。</p>	<p>ナイロン12</p> <p>プライマー</p> <p>配管</p>
--	--------------------------------------

(5) 塗覆装材として、ウイングW-5及びポリエステルスパンボンドを厚さ2mmに施工した場合、告示で定める、これと同等以上の防食効果を有するものとは認められない。

(昭和58年12月23日消防危第140号質疑)